

東京上野周辺の路上生活者の実態調査—都の住宅支援策に関連して

A Study on Living Situation of Homeless Persons in Ueno, Tokyo: Relating to the Validity of Housing Provision Measure for Homeless Persons

義平真心*、西村幸夫**

Magokoro YOSHIHIRA, Yukio NISHIMURA

Ueno is known as a subsisting place for homeless people (per se rough sleepers or unsheltered homeless people); however, there has been no credible field survey on their living situations and how they ended up coming to Ueno. This research aims to apprehend living situations of homeless persons in Ueno through two surveys — an enumeration survey and an interview survey on 215 homeless individuals; the latter is the principal part of this study. In the interview, questions were asked, such as how their housing conditions used to be, why they chose Ueno to live and what they thought they needed to end homelessness.

Keywords: Ueno, Homeless people, Interview survey, Public assistance, Affordable housing

上野 路上生活者 面接調査 生活保護 低家賃住宅

1. はじめに

格差社会が顕在化する中、富裕層と最も対極の位置にあるのが路上生活者だ。昨今ではリストラによる中高年の中途失業者が新たな路上生活者人口となっており、社会・経済的な影響が大きくなっている。それに伴い路上生活者を対象に様々な調査が行われ、自立支援のあり方を巡る議論も更に複雑化をたどる。特に住宅関連分野では居住権の保障、居住支援の必要性が訴えられるようになってきた¹⁾。

この研究は上野周辺の路上生活者の概数調査と215名を対象とした健康・生活状況に関する面接調査より成り立つ。後者が本研究における主たる調査であり、ここでは路上生活となった背景、路上生活直前の不安定な住宅状態、都の住宅支援策の評価の報告を行う。

路上生活者の問題は多面的であり、それに起因して福祉政策でも住宅政策でも対象とされにくい状態にあった。本論文は路上生活者の両者の連携による支援の必要性を強調するものである。

2. 本研究の視点

(1) 路上生活者とホームレス生活者

日本では一般に「ホームレス」というと路上生活者をさす。ホームレスの自立の支援に関する特別措置法では

『「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者』であり、路上生活者を指す。国際的にはhomelessとは路上生活者のみでなく、一定の住居を持たずシェルターや通過施設に寝泊りする者であり(米国)、homelessであるということは社会的排除の最も極端な形であり、住居からの立ち退き等で住居を失う危険にある人を含む(欧州)とされる。日本でも不安定居住層を含めてホームレス問題を議論するべきであるという主張は多いⁱⁱ⁾。

以下、法令の呼称としての「ホームレス」と、後述する居住状態が不安定であるという広義の「ホームレス」生活者以外は、「路上生活者」を使用する。

(2) 既往の概数・実態調査

東京に関しては路上生活者が問題となり始めた90年代から新宿連絡会等支援団体による調査があった。行政の路上生活者対策の指針となったのが都市生活研究会による「平成11年度路上生活者実態調査」である。都福祉保健局(旧福祉局)による平成13年度「東京のホームレス」(白書)の他、路上生活者概数調査ⁱⁱⁱ⁾が平成6年度以降毎年行われている。最近の実態調査では東京福祉士会による新宿区の調査がある。又、全国調査は厚生労働省(旧厚生省)主導で行われ、実態調査(2003)と概数

* 東京大学大学院医学系研究科健康社会学客員研究員
** 東京大学大学院工学系研究科都市工学教授

調査（1999, 2001, 2003）がある^{iv}。以上の既往の調査は自治体の単位を基礎とした調査であり、都市生活研究会の実態調査は路上生活者の流入はないとする。が、以前から他区福祉事務所が相談に訪れた路上生活者に交通費を支給し、台東区へ行くよう促すことも「盛んに行われた」との指摘があった（今川：1987）。この事は「都」という単位ではなく、区やそれより狭い範囲での実態調査の必要性を示唆していないだろうか。

(3) 本研究の視点

① なぜ上野か

台東区といっても路上生活者が多く見られる地域としては、山谷地域、隅田川沿い、上野周辺等がある。又、それぞれの地域性としては、山谷は寄せ場地域、隅田川沿いは職のアプレ・山谷の簡易宿泊所に宿泊できなくなった人がテント生活を始めた地域といったことがあげられる^v。更に、比較的野宿をしやすい公共の場として公園、風雪を凌ぐ公共建造物として駅があり、周辺で毎日のように炊き出しがあることから、上野周辺はより流動的な層が多いと予想されていたが、それを明確にする調査は今までなかった。

② 東京都の住宅支援策に対する評価

従前の自立支援事業に加え、平成16年度より東京都ホームレス地域生活移行支援事業が始まった。「仕事のあるホームレス生活者の自立支援及び公園の本来の機能を取り戻す」ことを目的に、上野公園を含む路上生活者の多い5都立公園を対象として、東京都が特別区と共同で始めた低家賃住宅を提供する事業である。運営はNPO等民間支援団体に委託される。

初めての住宅問題として取り上げた施策として評価できるが、その目的が公園の適正利用であるため全ての路上生活者を対象とするわけではない。都の発表によると上野公園では平成17年9月から翌2月の間に301人が事業を通してアパートに入った。調査では地域生活移行支援事業に対する評価の聞き取りを行った。

なお、より正確な実態の把握のため調査の設計段階から当事者・経験者と共同で検討を行った当事者参加型リサーチであることを申し添えておく^{vii}。

3. 上野周辺の路上生活者の人数調査

(1) 調査の手法

上野周辺での概数調査をするにあたって三箇所に分けた。公園を対象とした地域生活移行支援事業の影響をみるため公園という単位と、上野での路上生活経験者の意

見を参考に、その生活パターンから更に対象範囲を駅と市街地とした。1日の人数の変化を観測するプレ調査を行い、それぞれの場所の最大値となる時間帯を確かめた後、一定期間、目視による人数調査を行った。2005年10-11月と2006年1月調査時の平均人数の比較を行う。ここでは地域生活移行支援事業の関連から、公園と駅の概数調査の比較として紹介する。

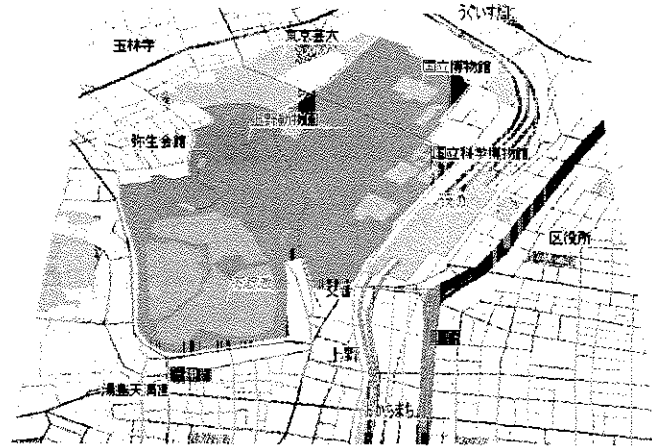


図1 上野地図

① 上野駅

主に早朝に観測調査を行う。上野駅のシャッターの開閉時間の関係で早朝の人数がその日の人数の最大値となる。10月3-7及び9日の平均値と1月14・15日の平均値の比較である。

② 上野公園

公園では野宿の形態を大きく固定層（テント）と移動層（ダンボール・ベンチ）に分けた。固定層は10月5日と1月6日の夜間の比較であり、移動層は10月3・5-7及び9日の平均値と1月6・11・13日の平均値の昼間及び夜間の比較である。

(2) 調査の結果

① 上野駅

	10月	1月
浅草口(交番)	56.8	57.5
タクシー乗り場	5	7.5
地下鉄	69.8	72
広小路口	7.5	0
不忍口	8.7	0
西郷口	0.2	0
パンダ橋口	35	15
歩道橋	12.3	2.5
駐輪所	12.2	12
入谷口	15.2	15
全体平均	222.7	181.5

表1 上野駅の路上生活者数

10月と1月を比較して全体の人数が減少しているが、地域生活移行支援事業のため減少したというよりは、行政の越冬事業の宿泊施設に滞在するホームレス生活者が多いためと推測される。個別に減少

が目立つ場所は広小路口・不忍口・パンダ橋口/歩道橋である^{viii} (表1参照)。

② 上野公園

特にテント居住者を対象としている地域生活移行支援事業の影響が大きいと見られ、テントの数は約42%に減少している^{ix} (表2参照)。

	10月	1月
蛙噴水	3	3
西郷像	8	0
野球場	13	0
東京文化会館	1	0
ボードワン博士	30	18
東京都美術館	36	13
ポート池	0	2
蓮池	18	5
野外ステージ	0	2
鶯の池前	4	0
精養軒前	0	4
合計	113	47

表2 上野公園のテント数

より広範囲に分布する移動層の変化は、昼間は122(10月)から102.3(1月)^x、夜間は95.5(10月)から93.5(1月)となっている。また、ダンボール・ベンチ層共に夜に数が減少するのは夜になってから上野駅及び上野市街にて

野宿するため移動する人が多いとみられる。

上野公園の全体の路上生活者数は減少している。が、固定テント数の減少と移動層数の減少では大きく差がある。これも地域生活移行支援事業が主にテント層を対象としていることが影響していると考えられる。

また、公園のテント数においては地域生活移行支援事業の影響が明らかであったが、移動層では1月は路上の厳しい寒さのため越冬事業による宿泊を利用する人が多く、その他の場所では影響をみることは難しい。

4. 生活状況の調査

(1) 調査の手法

プレ調査として28名との半構造化面接を実施、その結果を参考に調査項目を再検討し、215名を対象とした面接調査を行った。被験者の募集は主に上野公園及び台東区役所前公園で行い、上野周辺で夜野宿をする路上生活者に限定せず上野を生活圏とする主に移動型の路上生活者を対象とした^{xi}。調査期間は2005年11月23日から12月24日の約1ヶ月間である。

なお、本論文では属性の他、①路上生活の理由と直前の居住状態、②一日の行動、③地域生活移行支援事業の評価、④自立支援のためのニーズの項目を取り上げる^{xii}。

(2) 回答者の属性

① 年齢層

215名のうち男性210人(97.7%)、女性5人(2.3%)であり、50歳代が54.4%を占める。平均年齢は55.4歳。

② 出身地

関東出身者が41.9%(内東京都11.2%)と最も多く、次いで東北28.4%、北海道12.6%、九州6.0%、中部3.7%、北陸2.3%、四国1.9%、近畿・沖縄1.4%、中国0.5%となっている。

(3) 調査の結果

① 路上生活の理由と直前の居住状態

路上生活に至った理由では回答者中114人(53.5%)が倒産・失業、53人(24.9%)が仕事の減少、31人(14.6%)が病気・けが・高齢で仕事ができなくなった、6人(2.8%)が家賃・ドヤ代を払えなくなった、13人(6.1%)が借金・多重債務である^{xiii}。その他の回答者の半数にあたる14人が人間関係のもつれ(家族、職場、施設内等)、3人が貸金不払いである(図3参照)。

路上生活直前の居住状態では民間賃貸住宅45人(21%)、社宅/寮27人(12.6%)、飯場/作業者宿舎99人(46.3%)、簡易宿泊所11人(5.1%)となっている。その他の内訳は自宅(持ち家)^{xiv}、施設、都営/公団住宅、病院、ホテル/カプセル等で、それぞれ順番に全体の12人(5.6%)・10人(4.7%)・3人(1.4%)・2人(0.9%)・2人(0.9%)となる。極めて居住状態が不安定な層(非住宅居住者)は全体の46.8%となる(図4参照)。

また、路上生活直前に住んでいた地域は関東111人(90.7%、内東京都38.8%)、東北8人(3.7%)、中部5人(2.3%)、北海道4人(1.9%)等となっている。更に、東京都内の市区まで明確に答えた36人の内、台東区内は6人である(図5参照)。

なぜ上野を選んだかという質問(複数回答可)に対しては、炊き出しがあるから103人(48.6%)、仕事が無かった(消極的選択)50人(23%)、以前来たことがあるから47人(22.2%)、仕事があるから44人(20.8%)、東京の入り口だから(集団就職)22人(10.4%)、友だちがいるから22人(10.4%)となっている(図6参照)。

② 一日の行動

既述のように被験者は上野を生活圏とする路上生活者である。プレ調査からも上野よりも広範囲が行動圏内にあることが確認されたため、本調査では一日の行動パターンを朝・昼・晩(寝場所)に分け質問した。

朝に台東区役所前に人数が集中するのは、区役所前公園でNPOの炊き出しが平日朝にあるためである。

昼は上野公園で過ごす人が多い。炊き出しが行われること、時間をつぶす、夜間に睡眠をとれない人がベンチ

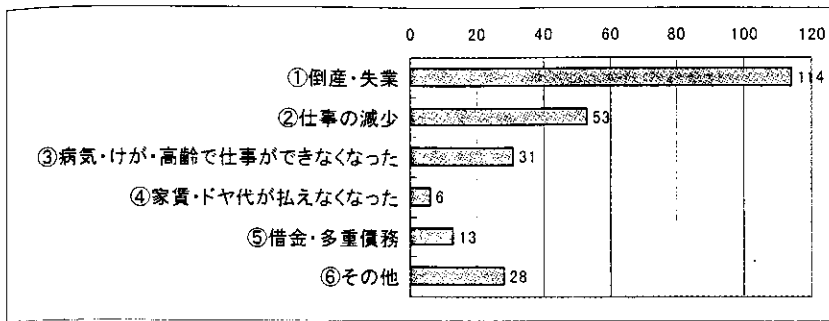


図3 路上生活となった理由（回答者213人・複数回答）

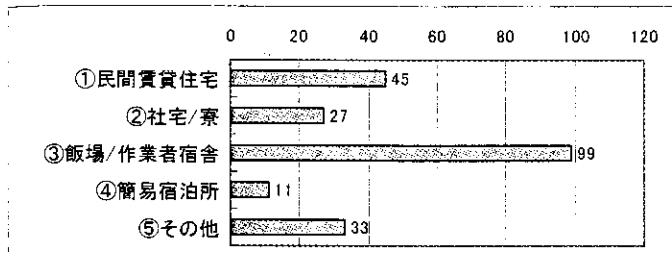


図4 直前の居住状態（回答者214人）

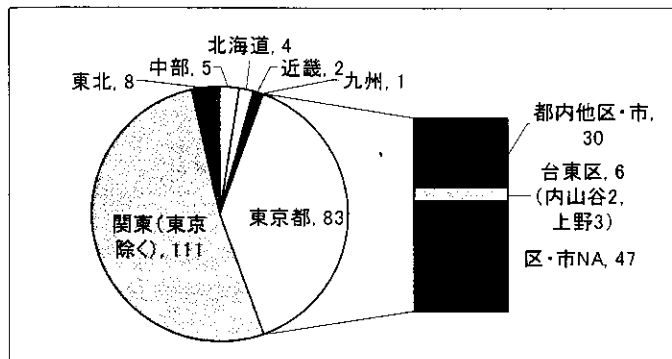


図5 住んでいた場所（回答者214人）

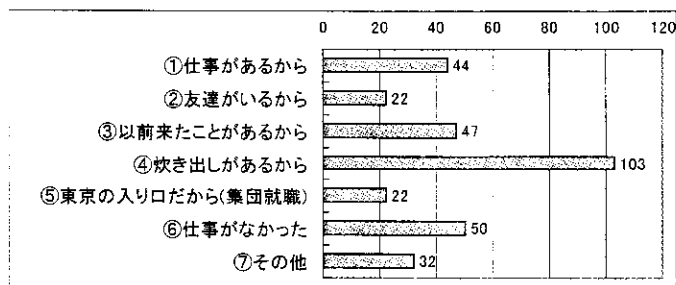


図6 上野を選んだ理由（回答者212人・複数回答）

等で寝る、といったことがある。隅田川沿いでも水・木曜の午後にNPOによる炊き出しが行われる。山谷は城北労働福祉センターを訪れる人が多いとみられる。また、昼にいる場所でその他と答えた中には図書館と答えたものが25人(11.6%)いた。

寝場所は上野市街27%・上野公園25.6%・上野駅20%に分散される。以上のように、上野に留まっている人は少なく、行動範囲の広さが伺える^{xv}。(図7参照)

③ 地域生活移行支援事業の評価

東京都のホームレス地域生活移行支援事業であるが、

全ての路上生活者を対象としているわけではない。上野公園での募集は調査半ば(平成17年12月頃)に終了した。調査中、応募済みを含めた希望する人の中にもその後の生活に対する不安感や非難の声も聞かれた。

希望すると回答した68人中、アパート生活の不安として、仕事がない52人(76.5%)、周りの人の声・態度7人(10.3%)、住所・住民票がない5人(7.4%)、となっている。又、希望しないと回答した141人中、その理由として情報が無い40人(28.4%)、1人でいたい33人(23.4%)、仕事がない29人(20.4%)、終わったから9人(6.4%)、施設・団体生

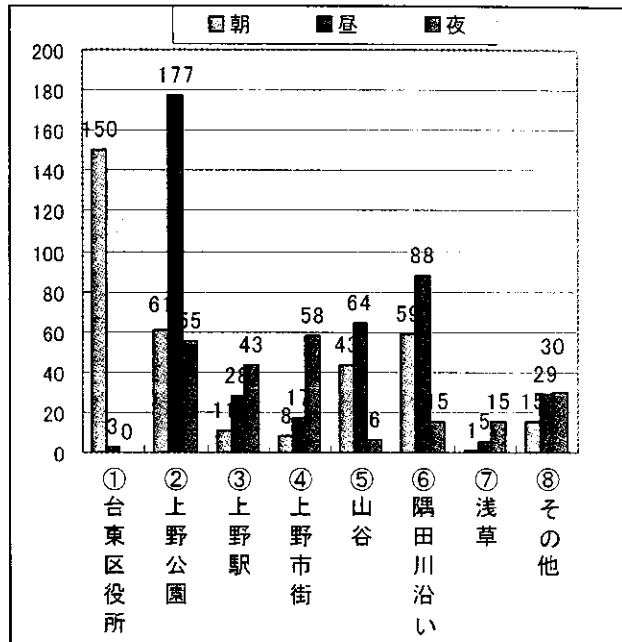


図7 一日の行動

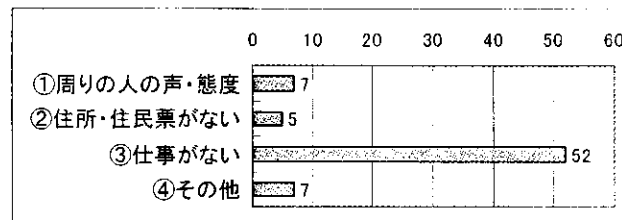


図8 事業に対する評価(希望すると回答した68人・複数回答)

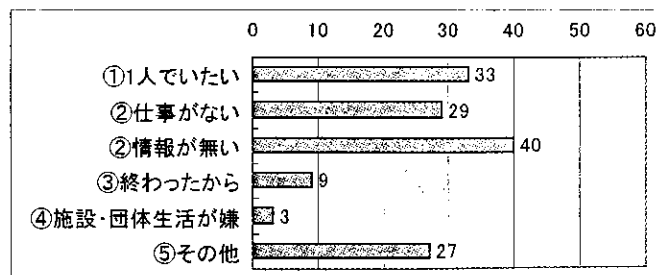


図9 事業に対する評価(希望しないと回答した141人・複数回答)

活が嫌 3 人 (2.1%)、であった (図 8・9 参照)。

④ 自立支援のためのニーズ

では彼ら自身は自立のためには何が必要と考えているのだろうか。回答者 212 人中、仕事、低家賃住宅、生活保護の充実が必要としたのは各々 193 人 (91.0%)・44 人 (20.8%)・37 人 (17.5%) (図 10 参照)。

ここで仕事と 9 割以上の人々が答えたのも生活移行支援事業でアパートに移ったとしても仕事がないと生活が成り立たない、といった背景も加味されるだろう^{xvi}。

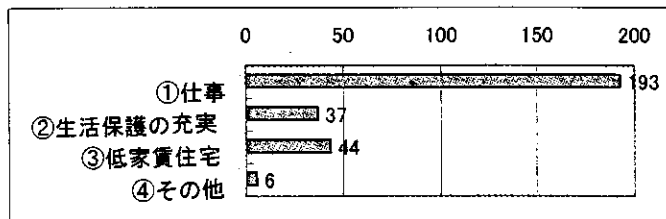


図 10 自立のために必要なもの (回答者 212 人)

5. 考察

(1) 上野の地域性

調査結果を厚生労働省の生活実態調査^{xvii}と比較して顕著だった点を記す。路上生活となった理由では、倒産・失業が 53.5%と最も多く (厚労省調査 32.9%)、仕事の減少が 24.9%である (厚労省調査では最も多く 35.6%)。直前の居住状態に関しては、飯場/作業所宿所が 46.3%と最も多く (厚労省調査 13.9%)、民間賃貸住宅が 21%であり (厚労省調査では最も多く 37.5%) 被験者に建設労働者であった人が多いことを示す。更に、住んでいた場所が東京都内という人は 38.8%であり 3 割近く少ない (厚労省調査現在路上生活している都道府県 68.5%)。

又、自由回答を含めた上野に来た理由として、炊き出しが上野 (周辺) でほぼ毎日あること、路上生活者が多いことで既に有名であること、金の卵世代にとっては東京の入り口であること、手配師から建設関連等の仕事をもらうことといった上野の特性によると考えられる。以上のような理由で路上生活者が上野に多く集まる^{xviii}。

(2) 路上生活者の「流入」はあるのかなのか

上記のように、上野の路上生活者の特性として東京都外に住んでいた人が多い。移動過程をみると、関東出身者が 43% (東京都内 11%) で、路上生活直前に住んでいた場所では関東地方 90.7% (内東京都 38.8%) である。更に、東京都内の市区まで明確に答えた 36 人の内、台東区内は 6 人 (内山谷 2 人・上野 3 人) である。既往調査では流入はないとするものがあるが^{xix}、これらの数字は、東京を含む関東周辺で生活していた人が、路上生

活者として上野周辺へ移動してきたことを示唆する。

(3) ホームレス地域生活移行支援事業の評価

地域生活移行支援事業が多くの路上生活者に住む場所を提供したことは評価できる。が、最も支援が必要とする人を対象としたとは言えず、アパート居住者への仕事の保障も充分でないことから返って公園外の路上生活者を増加させる可能性も大きい。自由回答の結果も含め、以下にまとめる。

- ・様々な理由で (情報を知らなかった・仕事がない等) により応募できなかった人の存在が明らかになった。
- ・入居して半年間は高齢者特別就労で 1 ヶ月 5-6 日の仕事 (日給 8000 円) を確保するという話だったが、現状は月に 1 日のみであり、家賃を滞納する人も多い。
- ・既述のように路上生活者全般を対象としたものではない上、上野公園では仕事がある人を優先したので、本当に支援が必要な人を支えた制度ではないといえる。
- ・調査期間中もアパート生活が維持できず、路上に回帰している人も少なくない。公園にはもう帰ることができないよう警備されていることから、公園外の路上生活者が更に増加する可能性がある。

(4) 住宅政策と福祉政策の二重の連携の必要性

関東地方・東京都のセーフティネットから零れ落ちた人々が台東区に路上生活者として流入した可能性は大きい^{xx}。欧米ではこのように居住状態が不安定な層も含めホームレス問題としている。周辺地域で生活保護がセーフティネットと機能するようになるためには生活保護の捕捉率の低さ、つまり各自治体が責任をもって自治体内の不安定層に対応することが課題である^{xxi}。

上記の対応が予防措置であるとすれば、路上生活者に対しては各自治体による住宅支援と連携した就労支援の充実^{xxii}、健康上の問題で労働が難しい人には生活保護の充実が応急措置として位置づけることが必要である。

6. おわりに

上記のような特徴が上野固有の地域性としてみられる事なのか、台東区内の山谷地域、隅田川沿いといった地域との違いや補完的役割を持つのか、といった明確な証明については同様の調査の他地域での実施が待たれる。が、不確定要素が多くなりがちな路上生活者調査において、地域性を鑑み当事者の意見を取り入れた事から被験者からより確実な回答を得る事ができ、調査の信頼性に貢献したと思われる。視点・手法においてこの調査が今後この分野においての試金石となればと思う。

※謝辞：本研究を計画・実施するにあたっては高梨氏と坂本氏、東京大学大学院健康社会学山崎先生にご協力・ご相談いただいた。又、当事者経験があり調査員としても協力して下さった3名がいなくては成しえなかったものである。ここに改めて感謝の意を表したい。

i 参考文献15)、16)、18)、19)

ii 中島明子は広義のホームレスを路上生活者、非住宅居住者、不安定居住者、低質居住者の総計としている。参考文献16)

iii 毎年2月上旬(近年は8月)に行われるが、全国調査と重なる年以外は国土交通省管理河川は含まれていず、道路、公園、河川、駅舎等の所管先へ依頼した昼間の目視の数である。

iv 行政主導の調査に対しては、調査時間が昼間に行われることも多く、地方の自治体によっては状況を把握していない警察が担当することもあった。又2月調査は越冬事業等でより数が少なくなるといった概数調査の数の不確かさへの指摘(笠井：2001、「最大20%を加えた程度ではないか」)や、行政が路上生活者を施設収容する論拠に貢献したと都市生活研究会の調査を評価する研究もある(北川：2002)。

v 東京福祉社会の新宿区の実態調査では流入に関する記述はない。新宿連絡会も都市生活研究会の報告を受けて流入はない、としている。参考文献9)、10)

vi 1965年の地方自治法の改正移行、路上生活者施策は都から特別区に移管された。が、引き続き山谷対策事業は都が担当する(現(財)城北労働福祉センター・以前は都福祉局所属)、といった違いもある。

vii 参考文献21)、22)。例えば新宿連絡会(支援団体)の実態調査と厚生労働省実態調査(委託先は統一されていない)とが行った調査では回答率に大きな差があった。そこで本調査では当事者参加型リサーチとして被験者との信頼性・状況の把握を心がけ回答率の向上を図った。

viii 東京都の把握している上野駅構内の路上生活者数はここ数年10名前後であり、昼と夜は大きな差がある。

ix 上野公園のテント数=路上生活者数と換算した。

x 炊き出しがある時は約450~600人が東京国立博物館前に並ぶ。昼間の人数にはいれていない。東京都の調査では昼間の概数調査であるため上野公園の路上生活者として含まれているようだ。

xi 既述のように上野をとりまく路上生活者の動きを見たいということがあった(積極的理由)。又、上野公園の常設型の路上生活者は移動型タイプとはほとんど接触がない。人によっては「こわくて近づけない」と言い、半構造化面接調査の段階からどのように話ができるか問題となっていた。本調査の募集法では移動型が対象になることがほとんどであり(テントの人の多くは炊き出しに行かない)、その場合どうしても上野を生活圏とする人を避けることが難しかった(消極的理由)。テント層の路上生活者が少ない(4名)のは本調査における問題点であると言わざるを得ない。

xii 実際には健康・生活調査であり、収入の有無、路上生活期間、都自立支援事業の評価等他の生活関連の項目もある。又健康状態の問診調査も行って路上生活者の健康状態の実態と認識の違いを確かめるため、抑鬱状態とアルコール依存のスクリーニング調査を並行して行った。健康状態に関連する項目については日本社会医学学会に投稿予定。

xiii 通常、失業した・仕事がないから家賃が払えなくなった、というケースが想定される。質問設定と面接法に問題があったと思われる。また、借金・多重債務についてはすぐには答えがでない人が多く、実際には数は多いと思われる。この調査では「答えられない」としている被験者が後に借金を抱えていることが分かり、対応したケースがある。

xiv 両親の家、相続した家等。前者が多いとみられる。自分で事業を興し家を購入したが、ギャンブル・アルコール依存で家族の関係がうまくいかず、離婚争議で失ったというケースもあった。

xv 寝場所でその他と回答した中には荒川区(2人)、千代田区、銀座、日比谷公園、新橋、日本橋、馬喰町地下道、稲荷町駅、池袋駅、新宿駅、東京駅(各1人)といったものがあつた。荒川区、稲荷町駅以外の人は毎日上野に来るわけではないようだ。

xvi 逆に、事業の実施によって低家賃住宅の必要性が薄れた可能性も否定できない。

xvii 2,163名を対象に平成15年1月~2月の間に実施。平成13年9月調査において100名以上の路上生活者数の報告があつた市にて個別面接調査を行う。

xviii また、調査のデータとしては出てきていないが、任意の聞き取りで駅等の構造物によって雨風をしのぐ、駅の交番近くを寝場所にするは暴力等から身を守るのに安全であるといった事がある。

xix 流入はないとする都市生活研究会の実態調査結果で直前の住居は東京が53.8%、関東が25.4%、東京・関東以外は20.9%という数字がでている。調査が東京都を対象としているため東京の路上生活者は他の地方からの流入ではなく東京都及び関東周辺に住んでいたとすることに特に大きな矛盾はない。

xx 更に直前の住居が飯場/作業宿所であつた人が多いということは建設労働者に対する社会保障制度が不十分である事を指す。

xxi 福祉政策は市町村単位の自治体が基本となっている。

xxii 調査では就労可能層に就労支援を行う都の自立支援事業についても評価を聞いているが、利用を希望しない人が63.9%を占め、その理由として情報を良く知らない(32.1%)自分に合う仕事を見つけれない(29.8%)が最も多かつた

参考文献

- 1) 青木秀夫、「野宿者への道程」(2004)、季刊Shelter-less No. 20
- 2) 今川勲、『現代棄民考「山谷」はいかにして形成されたか』(1987)、田畑書店
- 3) 岩田正美、『ホームレス/現代社会/福祉国家』(2000)、明石書店
- 4) 大友信勝、「社会福祉学と保健医療—公的扶助を中心に—」(2005)、『保健医療社会学論集』第15巻2号
- 5) 笠井和明、「東京のホームレス数は減つたのか?」(2001)連絡会NEWS 23号、新宿連絡会
- 6) 北川由紀彦、「(ホームレス問題)の構成：東京を事例として」(2002)、『解放社会学研究』16, 161-184頁
- 7) 厚生労働省、『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』(2003)
- 8) 新宿連絡会、「新宿の路上生活者概数調査結果」「新宿路上アンケート」(2002)
- 9) 新宿連絡会、「路上からの提言『路上生活者問題』に関する私たちの見解と政策提言」(1999)
- 10) 東京社会福祉士会、「路上生活者実態調査事業報告書」(2003)
- 11) 東京都福祉局、「東京のホームレス」(2001)
- 12) 東京都福祉局、「ホームレス地域生活移行支援事業がスタートします!!」(2004)、社会福祉No. 534
- 13) 東京都福祉保健局、「約1,200人が公園から借上げ住居へ」(2006)
- 14) 都市生活研究会, 2000, 『平成11年度路上生活者実態調査』
- 15) 中島明子、「ホームレスの人々への居住支援と自治体居住政策」(2006)、都市住宅学53号
- 16) 中島明子、「非住宅居住者・不安定居住者、貧困・過密居住者の推計」(2004)、『ホームレスと住まいの権利—住宅白書2004-2005』94-97頁、ドメス出版
- 17) 中村健吾、「EU」(2003)、『欧米のホームレス問題 実態と対策上』1-32頁、法律文化社
- 18) 日本住宅会議編、『ホームレスと住まいの権利—住宅白書2004-2005』(2004)、ドメス出版
- 19) 長谷川貴陽史、「ホームレスの『居住権』」(2006)、都市住宅学53号
- 20) 布川日佐史編著、『雇用政策と公的扶助の交錯』(2002)、お茶の水書房
- 21) 山崎喜比古・瀬戸信一郎編、『薬害HIV感染被害者の生存・生活・人生—当事者参加型リサーチから—』(2000)、有信堂
- 22) Chesler, Mark A., "Participatory Action Research with Self-Help Groups: An Alternative Paradigm for Inquiry and Action" (1991), American Journal of Community Psychology, Vol. 19, No.5
- 23) US. Department of Housing and Urban Development, "Sec. 11302 General Definition of Homeless Individual" [Section 103 of the McKinney-Vento Homeless Assistance Act] (2001)